

## 別紙9 連件申請の登録免許税の一括納付に関する仕様

連件申請の場合、連件申請案件送信 Web サービスを利用し、登録免許税の一括納付を希望する事で、連件申請全体に対して一括での電子納付を可能としている。連件申請の登録免許税の一括納付に関する仕様を以下に示す。

### 1. 一括納付を可能としている対象様式

連件申請の登録免許税の一括納付が可能な申請様式を「表 1 不動産申請書様式一覧」及び「表 2 商業・法人申請書様式一覧」に示す。

表 1 不動産申請書様式一覧

No	分類	代表手続 ID
1	登記申請書（表示に関する登記）	HM0501100110001
2	登記申請書（表示に関する登記）（代理申請用）	HM0501100120001
3	登記申請書（表示に関する登記）（電子公文書一括取得用）	HM0501100130001
4	登記申請書（権利に関する登記）	HM0501200110001
5	登記申請書（権利に関する登記）（双方代理用）	HM0501200120001
6	登記申請書（権利に関する登記）（電子公文書一括取得用）	HM0501200130001
7	登記嘱託書（表示に関する登記）	HM0502100110001
8	登記嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用）	HM0502100120001
9	登記嘱託書（権利に関する登記）	HM0502200100001
10	登記嘱託書（権利に関する登記）(1)所有権の保存（電子公文書一括取得用）	HM0502200230001
11	登記申請書（表示に関する登記）調査士報告方式（代理申請用）	HM0501150120001
12	登記申請書（表示に関する登記）調査士報告方式（電子公文書一括取得用）	HM0501150130001
13	登記嘱託書（表示に関する登記）調査士報告方式（代理嘱託用）	HM0502150120001

表 2 商業・法人申請書様式一覧

No	分類	手続 ID
1	登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社	HM0601000100001

2	登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置， 現物出資なし）	HM0601000100011
3	登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置， 現物出資なし）	HM0601000100012
4	登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でな い場合，現物出資なし）	HM0601000100013
5	登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場 合，現物出資なし）	HM0601000100014
6	登記申請書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等	HM0601000300001
7	登記申請書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人	HM0601000500001
8	登記嘱託書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社， 合資会社，合同会社，外国会社	HM0602000100001
9	登記嘱託書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等	HM0602000300001
10	登記嘱託書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人	HM0602000500001

## 2. 一括納付を可能とする連件申請の条件について

登録免許税の一括納付を可能とする連件申請について、以下に示す。

なお、登録免許税が無税の申請についても、連件申請に含めて一括納付を希望する事を可能としているが、連件申請内で登録免許税が1円以上の有税の申請が2件未満の場合、以下に示す条件を満たしている場合でも本システムでは一括納付を希望していない連件申請として処理するため留意すること。

### 2.1 連件申請内の全ての申請が一括納付を希望していること

連件申請案件送信 Web サービスを利用して連件申請する際に、各申請の連件申請送信リクエストの `ikkatsuNofuKiboUmu` に“1”（一括納付を希望する）が設定されていること。`ikkatsuNofuKiboUmu` については、Web サービス仕様編の「【別紙1】登記・供託オンライン申請システム API」を参照のこと。

### 2.2 連件申請内の各申請の氏名フリガナが同一であること

構成管理情報の手数料情報要素の氏名フリガナの設定値が、連件申請内の各申請で同一であること。氏名フリガナについては、データ仕様編 2.2 章を参照のこと。

なお、登録免許税が無税の申請の氏名フリガナについても、連件申請内の各申請の氏名フリガナの設定値と同一にすること。

### 2.3 連件申請内の各申請の納付方法が電子納付であること

連件申請内の各申請の申請書様式 (XML) の納付方法タグの設定値が、電子納付であること。納付方法タグについては、データ仕様編のタグ構造定義を参照のこと。

なお、不動産の登記申請書及び嘱託書について、申請書様式 (XML) に登録免許税タグが存在しない場合は、納付方法タグの設定は不要である。

## 3. 一括納付希望時の納付情報について

一括納付希望時の納付情報は、各申請に対して個別に納付情報を発行する従前の仕様とは異なり、連件申請全体で一つの納付情報 (以下「一括納付情報」という。) が連件申請の先頭の申請に対して発行される。一括納付情報を取得したい場合は、納付情報取得 Web サービスで連件申請の先頭の申請を指定すること。また、処理状況照会 Web サービスにおいて連件申請の先頭以外の申請に関しては、納付状況が返却されないので留意すること。

### 3.1 納付期限について

一括納付情報の納付期限には、連件申請内の登録免許税が有税の申請の中で最も短い納付期限が設定される。

### 3.2 納付方法について

一括納付希望時の納付方法は「電子納付」のみが可能である。

なお、納付方法を収入印紙用に変更する場合、1枚の「登録免許税納付用紙」を利用した一括納付はできないので留意すること。

### 3.3 納付額について

一括納付情報の納付額には、連件申請内の各申請の構成管理情報の手数料情報要素の手数料額を合計した値が設定される。

なお、合計した値が 11 桁を超える場合は「2. 一括納付を可能とする連件申請の条件について」で示す条件を満たしている場合でも本システムでは一括納付を希望していない連件申請として処理するため留意すること。

手数料額についてはデータ仕様編 2.2 章を参照のこと。

## 4. 一括納付が解除された際の納付情報について

納付額の補正等で連件申請の登録免許税の一括納付が解除された場合、一括納付情報の納付状況は「納付取消済み」となり、連件申請内で登録免許税が有税の申請に対して個別に納付情報が発行される。